

「戦後八〇年」の「戦後レジーム」と「海ゆかば」、「ビルマの豎琴」(序)

徳岡 仁

はじめに

『戦後レジーム』と「遺骨問題」。

『海ゆかば』と「ビルマの豎琴」

戦後レジームというパラダイムのシフト

はじめに

令和六年全国戦没者追悼式は、例年通り八月一五日に政府主催のもと日本武道館で行われた¹⁾。全国戦没者追悼式に参列した岸田総理は、「先の大戦では、三〇〇万余の同胞の命が失われました」が、しかし「未(いま)だ帰還を果たされていない多くのご遺骨のことも、決して忘れません。一日も早くふるさとお迎えできるよう、国の責務として、ご遺骨の収集を集中的に実施してまいります」と先の大戦による戦没者(支那事变以降海外戦没の軍人、軍属二四〇

万人および民間人の計約三〇万人、東京大空襲、広島、長崎の原爆犠牲者約四一万人などを追悼し、哀悼の意を表した。そもそもこの式典は、「平和条約の発効による独立に際し、国をあげて戦没者を追悼する」ために始まったものであった。^②「本式典の戦没者の範囲は、支那事変以降の戦争に因る死没者(戦災死者等を含み、軍人軍属に限らない。)とする」こと、「本式典は、宗教的儀式を伴わないものとする」こと、「本式典には、全国から遺族代表を参列させる」などとした。^③

「追悼式」を昭和三八年に決定していたが(昭和三八年五月一日 閣議決定)、その後改めて、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」についての閣議決定(昭和五七年四月二三日)を行い、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を設けることとした。追悼式は日本が連合国の占領下から主権を回復した後、遺族の悲願としても始まったという。^④これ以降「天皇后陛下の御臨席を仰いで、毎年八月一日、日本武道館において実施」することとした。こうして昭和五七年四月の閣議決定により「追悼式」も漸く今日の型に定まったのである。

今日、戦没者を追悼するに二つの施設、「靖国神社」と「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の存在はよく知られている。そして共に戦没者の追悼を目的とするけれどもその設立の経緯や性格は大きく異なる。^⑤

靖国神社は、「明治二年(一八六九)六月二九日、明治天皇の思し召しによって建てられた招魂社にはじまる」^⑥。幕末、明治維新の勤王討幕で活動し亡くなった人たちを「慰霊する招魂の社」であったが、明治二二(一八七九)年六月四日に「社号が『靖国神社』と改められ別格官幣社に列せられ」た。

「祭神」は、戦没者などで「戊辰戦争(戊辰の役)やその後起こった佐賀の乱、西南戦争(西南の役)といった国内の戦いで、近代日本の出発点となった明治維新の大事業遂行のために命を落とされた方々」、^⑦「明治維新のさきがけとなって斃れた坂本龍馬・吉田松陰・高杉晋作・橋本左内といった歴史的に著名な幕末の志士達」、「日清戦争・日露戦

争・第一次世界大戦・満洲事変・支那事変・大東亜戦争(第二次世界大戦)などの対外事変や戦争に際して、国家防衛のためにひたすら『国安かれ』の一念のもと、『尊い生命を捧げられた方々の神霊』が祀られており、その数は二四六万六千余柱に及ぶ^⑦。

一方、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」は、サンフランシスコ講和条約発効の日から三日後の一九五二年(昭和二十七年)五月一日に吉田茂首相を総裁とする「全日本無名戦没者合葬墓建設会」の発足によって「官民合同の挙国的組織として『墓』建設に立ち上がった」という^⑧。

「あの激しかった大戦で、多くの同胞が海外各地で亡くなられた。昭和二〇年終戦に伴い、復員する戦友等によって持ち帰られた多数の遺骨が厚生本省、同市ヶ谷庁舎に仮安置されていた。昭和二五年一月には、米軍から比島戦没者の遺四八二二柱が送還されそれに加わった。さらに昭和二八年一月から始まった政府派遣の遺骨収集により、仮安置遺骨が逐次増加していた。その中で遺族に引渡し出来ないものを、どのように取扱管理するかは政府として重要な問題」^⑨となった。この間当然のように、「終戦後間もない時期、戦没者の『墓』建設の気運があり、幣原内閣時代に占領軍の了解のもとに各国の無名戦没者の墓に類する戦没者の『墓』建設の議論が進められていた。昭和二七年平和条約発効前後から、遺族会をはじめ各界から戦没者遺骨の送還や、これに伴う『墓』の建設に関する世論が台頭してきた」という^⑩。

「全日本無名戦没者合葬墓建設会」の趣旨書の、「戦没者を全て靖国神社に合祀すれば足りるのでは」との意見に対して「同社は主として戦死軍人軍属の御霊を祀る所で一般戦没者には及ばず、而も御遺骨を埋葬する場所では「なく、」その上神道以外の宗教とは相容れないものがあつて友邦の外交使節の参拝を受けることもどうかと」難色を示したという。「御遺骨の実体、各宗派の立場、外交上の儀礼の点から考えても、靖国神社とは別に霊場を造営する必

要があり」、したがって「大霊園を造り」、「各宗派によって厳肅な祭典を挙行し、後代再び斯様な犠牲者を出さないよう、世界悠久の平和を祈念する」というものであった。¹¹⁾

昭和二八年一月一日に閣議決定を以下のような主旨で行い「無名戦没者の墓」建設に向けた動きが始まったのである。¹²⁾

「太平洋戦争による海外戦没者の遺骨の収集については、関係国の了解を得られる地域より逐次実施しているが、これらの政府によつて収集する遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことができないものの納骨等については、おおむね左により行うこととする」こととして、「一 遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるため、国は、『無名戦没者の墓』（仮称。以下『墓』という。）を建立する」「二 『墓』に納める遺骨は、政府において収集する戦没者の遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことのできないものとする」と引き取り手のない遺骨を収容するとした。さらに「三 『墓』の規模構造」や、「四 『墓』の維持管理は、国の責任において行うものとする」とした。

「神道指令」(GHQ)(国教分離指令)によつて、民間の「一宗教法人」となつた「靖国神社」は「日本遺族会」とともに国家が管理する新たな「墓苑」の設立に強硬に反対した。¹³⁾

こうして、「先の大戦に於いて海外の各戦域で戦没された方々で氏名の判別ができない、また遺族がわからない等の理由で遺族にお渡しできなかった遺骨を納める国の施設」としての「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」は、「昭和三三年七月二八日に鋳入れ」、「昭和三四年二月二八日に完成」した。

『戦後レジーム』と「遺骨問題」。

これまで「国際収支の大幅黒字、物価騰貴も信用膨張も伴わない経済の拡大、オーバー・ローンの著しい改善と金利の低下」の下での「理想的な経済発展」は、「日露戦争の戦勝に国民の意気が大いに揚がっていた明治四二年と、第一次大戦の勃発によってわが国経済の一大飛躍の端緒を啓いた大正四年とにわずかにその例が求められるだけ」と言え、この「昭和三〇年の経済発展」は、「国民所得」が、「戦前の五割増の水準に達し、一人当りにしても戦前の最高記録昭和一四年の水準を超えた。工業生産も戦前の二倍に達し、軍需を含めた戦時中の水準をはるかに上回った」ことで「戦後日本の経済回復」を成し遂げた。こうして「もはや『戦後』ではない¹⁵」と、新たに「近代化―トランスフォーメーション」の量から恒常的な質的改造を経て発展するというこれまで経験のない段階へと進むこととなった。しかしながら、「その手術は苦痛なしにはすまされない試練」が待ち受けているとした。これまで「自らを改造する苦痛を避け、自らの条件に合わせて外界を改造(トランスフォーム)しようという試みは、結局軍事的膨張につながった」と、安易な軍事的膨張に走った結果、国家の存続まで問われる危機に瀕したとの反省に立つ。

先の大戦に負けた日本は、カイロ、ヤルタ、ポツダムの諸宣言・協定および一九五一年のサンフランシスコ講和条約により日清、日露、第一次大戦などを経て獲得した海外領土を全て放棄し、そして連合国によって組織された武力行使禁止原則などを定めた国連憲章による国際連合に一九五六年一二月加盟して新たな国際関係を受け入れた。

独立を果たしたものの、同時に日米安保条約を締結してさらに日本国憲法第九条第一項に「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」こと、第二項として

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」としたことから、アメリカ合衆国に軍事安全保障を担保、依存したといえる。

アメリカに大きく依存して東西冷戦という厳しい軍事安全保障を追及する状況の下で戦後の経済復興に専念できた日本は、戦後わずか一〇年にして戦前の経済水準に達したばかりか、「国民所得」が例えば「戦前の五割増の水準に達」するなど、「もはや『戦後』ではない」と宣言するに至った¹⁶⁾。その後の日本経済は、一九六八年のGNP(国民総生産)において西ドイツ(当時)を抜きアメリカに次ぐ世界第二位の経済規模となるまでに発展した。二〇一〇年にはGDP(国内総生産)が中華人民共和国に抜かれ世界第三位となったものの経済規模においてはなおトップクラスを維持している(GDPは二〇一三年にドイツに抜かれて第四位)。

しかしながらこれまで憲法で「戦争」、「武力による威嚇」、「武力の行使」を「国際紛争を解決する手段」として「放棄」し、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」し、「国の交戦権は、これを認めない」としてきたが、実際には防衛省によれば令和六年度防衛関係予算は、防衛力整備計画対象経費が九兆三、六二五億円にのぼるなど、正面装備の拡充など防衛力の強化を推進してきた。その結果、世界の軍事力評価で軍事費が第十位にランクされるまでとなった¹⁸⁾。防衛に専念する「軍事力」だとしても海外からみれば現実にはまごうことない軍事大国といえよう。

二〇一四年七月一日の臨時閣議で「憲法解釈を変更し、他国を武力で守る集団的自衛権の行使を可能にした」¹⁹⁾が、憲法九条で「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」としたはずであったし、一九八一年には、集団的自衛権の行使は「必要最小限度の範囲を超えるもので、憲法上許されない」としていた²⁰⁾。しかしながら、今日世界第二位の経済大国となった中国の軍拡活動や北朝鮮による核開発といった周辺地域の情勢変化やウクライナでの「特別軍事作戦」の拡大は、軍事力強化のみが国際関係

地域別戦没者遺骨収容概見図(令和6年6月末現在)



海外戦没者概数 2,400,000人、収容遺骨概数 1,277,000人、未収容遺骨概数 1,123,000人、海没約30万柱、相手国の事情により収容困難 約23万柱、収容可能な遺骨概数(最大)約59万柱、さらに収容遺骨概数には地域の情報が無いことにより地域を特定できないもの等204柱を含む

における現実の対応だとばかりに関心が払われ、かつてのように「統帥権干犯問題」が独り歩きしたような事態をまねかなければよいが。

厚生労働省社会・援護局の「遺骨収集事業の概要 令和六年五月」²¹⁾によれば、本邦の沖繩、小笠原を含み海外での戦没者は「一九三七年七月七日に始まった支那事変以降、昭和二〇年九月二日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含」んで、約二四〇万人に及ぶ。²²⁾

「これらの戦没者の遺骨のうち収容又は本邦に送還されたものは、戦後八〇年を目前に控えた今もなお、約一二八万柱にとどまっている。

「遺骨収集事業」では、「いまだ異郷の地には、約一二万柱の戦没者の遺骨が残されているが、戦没者の遺族の心情に鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、戦没者の遺骨収集を着実に推進する必要がある」

ことから「戦後八〇年を迎えるに当たり、戦没者の遺族が高齢化している現実を重く受け止め、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を収容又は本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務であり、専門的な知見を有する者や幅広い世代の参画を得て、戦没者の遺骨収集に全力を挙げて取り組む」ものとする。そして、「政府は、『戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成二八年法律第一二二号)』(以下「推進法」という)の第五条第一項に規定する戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画(以下「本計画」という)に基づく施策を着実に実施し、定期的に評価及び分析するとともに、必要に応じ、本計画の見直しを行うものとする」という。一九三七年七月七日に事変が勃発し一九四五年八月一日にポツダム宣言を受け入れその後、戦闘が終了するまでの八年余の期間、三二〇万人に及び、この内外ではおよそ二四〇万人が亡くなっており、海外戦没者のうち一二五万柱が送還されている」とのこと。

加えて、広島、長崎での原爆被害者、東京大空襲の犠牲者、全国各地での空襲や沿岸部に対する艦砲射撃の犠牲者など総数八〇万人に上るといふ。²⁴⁾

『海ゆかば』と「ビルマの豎琴」

『海ゆかば』は、国民精神総動員強調週間のテーマ曲として作られた。²⁵⁾『万葉集』巻十八「賀陸奥国出金詔書歌」(大伴家持作)の長歌から採られ、信時潔が日本放送協会の囑託を受けて一九三七年(昭和十二年)に作曲した。

「海行かば 水漬く屍(かばね) 山行かば 草生す屍(かばね) 大君の辺(へ)にこそ死ねぬ かへりみはせじ」とは、「八紘一字」を実現しようとする大君(天皇)の兵士としてどこでどのような死に様をしようが、そのお傍で死ぬ

ことになるので、何の悔いもないはずと出征する「皇軍」の将兵は促され、納得したのであった。

『ビルマの豎琴』は終戦直後の昭和二三年に上映された作品であるが、最も悲惨な戦場となったインパール作戦の失敗によって敗走する日本軍一小部隊を描いた作品。敗走の途中は「白骨街道」と呼ばれ多くの日本兵がまさしく「草生す屍」となった道であった。激戦を経た戦場の常とはいえ、地獄絵図としか言いようのない現実面に直面したことは、一人の人間としての精神的な安定を保つに必要な限度を持つ許容量を大きく超えたであろうし、この経験から受けた深刻な心の傷は、耐え難いトラウマを抱えて後の人生を送る可能性を高めたといえよう。この作品を素直に見るならば、戦場という悲惨な経験をした人間が当然の如く持つのは「戦争のない平和な生活に対する強い希求」であろう。

東洋学の抬頭であった竹内好はこの『ビルマの豎琴』を批判して、「水島を理想化することによって戦争批判を行っているわけだが、この戦争批判の角度に私は問題を感じる。戦争を宿命的なものとする考え方と、その救済を精神的な方面に求める態度が強調されているのが私には不満なのである」とした。²⁶⁾

竹内の批判は、この戦争の責任が権力者に在りとの考え方を明確に主張してほしかったであろう。「戦争を宿命的なもの」と諦めてほしくなかったのだろう。しかし、こうした明確な批判のないまま映画がヒットし人々に受け入れられたのは、当時の知識人としてある種忸怩たるものがあつたのであろうか。

武運拙く戦場で斃れた将兵をどのように処置するのにかつて陸軍において「軍令」が規定されていた。「戦闘後戦線の近傍を搜索し、死傷者に対し速やかに適当なる処置を行」うことを求めた「大日本帝国陸軍軍令」としての「作戦要務令」である。軍の編成や作戦などに関しては、そもそも一八八九年九月に制定された「野外要務令草案」に始まる。²⁷⁾これは軍の編成や作戦に関する要綱であり、さらに「陣中要務令(大正一三年八月二六日改定)」および「戦闘要綱(昭和四年二月六日施行)」を経て、「支那事変」の戦訓を踏まえ対ソ戦を想定して一九三八年二月九日、参謀総長

および教育總監が「列立上奏」し、同年九月二十九日陸軍大臣板垣征四郎により「軍令陸第十九号」として施行された。翌三十九年一〇月に第三部が、四〇年三月に第四部が加えられた。

「作戦要務令」は、その「綱領 第一」に「軍の主とする所は戦闘なり故に百時皆戦闘を以て基準とすべし」とあるように戦闘において發揮すべき積極果敢な精神を涵養するなどを示した勝利すべき方法の「教範」である。全体は四部からなり、戦死した将兵の遺体、遺骨に関する処置については第三部第五編「戦場掃除」として第二六〇条から第二六七条までの八か条で規定されている。

第二六〇条の規定では、「戦場掃除の目的は、戦闘後戦線の近傍を搜索し、死傷者に対し速やかに適當なる処置を行い、併せて死傷馬の収容、情報収集、無頼者の掠奪防止、残置又は遺棄物の収集等を行うに在り」とする。第二六一條では、「戦場掃除は軍より派遣する戦場掃除班等之に任ずるの他、師団長は適時兵器勤務隊、經理勤務班等を派遣し、又、状況の許す限り各部隊をして戦場掃除班を編成し、各々其の行動地域内の戦場掃除に任せしむ。止むを得ず其の地に於いて戦闘せざりし部隊をして戦場掃除に任せしむることもあるも、死者の処置の爲には、為し得る限りその地に於いて戦闘せる部隊より所要の人員を参加せしむること緊要なり」とする。死者については、第二六三條において「被服の標記、認識票等に依り、為し得る限りその氏名、身分、階級、所属部隊等を調査し、死亡原因、地点、日時(推定)のときは其の旨を付記する)、ならびに収容日時を明らかにし、収容者の自著せる証書を作り、通常火葬(敵軍の者は通常埋葬)に附するものとす。此の際、遺留品中私有物は遺族の爲重要な遺品に鑑み、成るべく將校監督の下に些細の物と雖も取纏むるの着意を必要とす。斃馬に在りても前項に準じ、馬名、所属部隊、斃死原因、地点、日時を調査整理の上、為し得れば埋葬するを可とする。前諸項の証書は、成るべく火葬(埋葬)を取扱うべき部隊の將校、下士官、若しくは軍医、又は獣医、之を調製自著し、我が軍のものに在りては速やかにその所属部隊長に報

告又は通報するものとす」。第二六四条では、「我が軍に属する者の遺留品中、私有物は本人の遺骨(衣鉢)と共に一包と為し、其の氏名、階級、已むを得ざれば認識票番号及び所属部隊を記載し、所属部隊毎に纏め、順序を経て留守部隊に後送し、敵軍のものに在りては証書と共に通常兵站部隊に引継ぐものとす」などを規定とする。

「死者」については、氏名や所属部隊、死亡の原因や地点、日時などを記録して、「火葬に附するものと」し、遺品は私有物のみ「遺骨(遺髪)と一包として「留守部隊に後送」するとしていた。

ところが一方で日本が第二次大戦に突入した一九四一年の一月八日、東条英機陸軍大臣が「全軍に示達」した『戦陣訓』において「屍を戦野に曝すは固より軍人の覚悟なり。縦ひ遺骨の還らざることあるも、敢て意とせざる様予て家人に含め置くべし」とまさしく「草生す屍」たる覚悟を求められ、もとより生還することも「遺骨」として故郷に帰ることすら、今日の感覚からすれば許されない状況が作られたに他ならないといえよう。まさしくウクライナの地で戦死したロシア軍将兵の遺体は全てではないにせよロシア軍において何の措置もなく放置された。²⁸

戦後レジームというパラダイムのシフト

二〇一六年に成立した「戦没者遺骨収集推進法」は、その第一条で「今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的とする」として、海外でいまだ収容できていない約一二万柱の遺骨収集の完了を目指す。海外になお百万

「事業の推移と年度別収容状況」の表 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp>

・遺骨収集事業の推移

昭和27年度以来、厚生労働省では海外（硫黄島、沖縄を含む）での遺骨収集を実施しています。

第1次計画 (昭和27年～32年)	旧主要戦域となった各地を船舶等で巡航して実施し、もっぱら戦死者の御遺骨の一部を「象徴遺骨」として収容しました。
第2次計画 (昭和42年～47年)	第1次計画後も、遺族や戦友による独自の遺骨収集活動が継続され、また、旧戦域の各国における地域開発が進むにつれ、御遺骨が発見されたとの情報が多く寄せられるようになりました。こうした状況を踏まえ、第2次計画（6年計画）により、航空機の利用や現地住民を雇用した遺骨収集を実施しました。
第3次計画 (昭和48年～50年)	昭和47年に元日本兵・横井庄一氏が救出されたことにより、遺骨収集への国民の関心が高まりました。こうしたこと等を受け、遺骨収集の更なる充実強化を図る第3次計画（3年計画）により、集中的に遺骨収集を実施しました。
昭和51年～平成17年	第3次計画までに相手国の事情等で御遺骨を収容できなかった地域のうち、新たに収容が可能になった地域等を中心に、継続的な遺骨収集を実施しました。
平成18年～平成27年	遺骨情報の減少等により、収容が困難になりつつあったため、平成18年度からは民間団体等の協力を得て海外未収容遺骨の情報収集を開始し、それに基づく遺骨収集を実施しました。
平成28年～現在	平成28年度に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が成立し、国の責務として、令和6年度までを集中実施期間とする新たな取組を開始しました。平成28年8月には、同法に基づき厚生労働大臣が、遺骨収集事業を行う法人として一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定し、以降、同協会とともに遺骨収集を実施しています。 令和2年5月には「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を取りまとめ、遺骨収容・鑑定のプロセスなどを見直した上で、遺骨収集事業に取り組んでいます。 また、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により、遺骨収集事業を計画どおりに実施することができなかったことを踏まえ、令和5年6月の法改正により、集中実施期間が令和11年度まで延長されました。厚生労働省では、今後も現地情勢等を踏まえつつ計画的に事業を実施することとしており、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族にお返しできるよう取り組んでいきます。

・戦没者遺骨の年度別収容状況

政府派遣による戦没者遺骨の収容状況は、以下のとおりです。（令和5年度末時点）

（最新の遺骨収容状況は厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp> へ）

年度	平成25年度まで	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度(※)	3年度(※)	4年度(※)	5年度	合計(単位：柱)
遺骨収容柱数	339,416	1,411	1,051	886	939	839	404	105	75	121	139	345,386

※令和2～4年度は新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な範囲で事業を実施。

柱以上の遺骨が存在することは「戦後レジーム」を引きずっていることに他ならない。

昭和二十七年以降の政府による遺骨収集事業の推移が右の「昭和二十七年以来、厚生労働省では海外（硫黄島、沖縄を含む）での遺骨収集を実施しています」の実施状況についての「一覧表」と「戦没者遺骨の年度別収容状況」である。

現在遺骨収集活動は国・厚生労働省および各都道府県が担っている。本来なら「作戦要務令」の規定に従うなら陸軍の各部隊に委ねられている。しかしながらポツダム宣言受諾によって敗戦した日本は陸海軍の組織そのものが瓦解し、いうならば「作戦要務令の戦場掃除」の責任者や担い手は誰もいなくなってしまった。そこで、陸海軍の組織の一部を引き継いだのが旧厚生省援護局、現在遺骨収集事業の担当部局。ただ、海外および沖縄、小笠原は厚生労働省が、日本国内は各都道府県が役割分担している。こうした分担は、厚生労働省と各都道府県庁の地方行政に見られるのみならず、国土防空体制にも役割分担がはつきりとしていた。国土防空に責任を有していたのは陸軍であった。ただ、海軍は全く担当しなかったわけではなく、海軍と関係の深い軍港やその他の港およびその関連施設には海軍が防空に責任を有していた。²⁹

この「陸海軍の任務分担」は日本における陸軍と海軍の「縄張り」。また、終戦で陸海軍が廃止されそれぞれ第一復員省と第二復員省とがひきついだが、今日でも軍歴証明書は、陸軍軍人は各都道府県、海軍軍人は厚生労働省と別窓口となっている。その後もこの「陸海軍の任務分担」が継続したのには、それぞれの仮想敵国として陸軍がソ連、海軍がアメリカという戦略の相違が背景にある。

さて、大戦中日本全国で空襲による死者数は諸説あつて未だに定かではないが、「NHKスペシャル 本土空襲全記録」取材班が二〇一七年に調査したデータによると四五九、五六四人に上る。³⁰

日本本土への最初の空襲は、一九四二年四月一八日太平洋上から飛び立った一六機の米陸軍機による「ドーリット

ル空襲」で東京、横浜、名古屋、大阪地区に対するものであった。³¹⁾

戦略爆撃機B 29による本格的な空襲は、一九四四年六月一日深夜、中国四川省成都近郊から飛び立ち、北九州の八幡製鉄所を目標として四七機による初空襲から始まった。³²⁾ これ以降出撃したB 29はのべ三三、四〇一機で未帰還機は四八五機、投下した爆弾は一四七、五七六トンに上った。戦死した搭乗員は三、〇四一人にのぼる。³³⁾ 本土への爆撃は大都市を中心に一九四五年八月一日まで行われた。³⁴⁾ こうした爆撃で犠牲となったのはすでに見てきたように四〇万人余りの人々であった。

航空機による特攻の戦果は、米艦の撃沈五五隻、撃破一九八隻、死者八〇六四名、負傷者一〇、七〇八名にのぼる。日本の戦死者は、海軍二、五三一名、陸軍一、四一七名、計三、九四八名であったという。³⁵⁾ 「航空特攻」にて戦死したものの三、九四八人とB 29搭乗員将兵の戦死者と大差はなく、共に大きな犠牲を払った。

一九四四年六月に九州八幡に行われたB 29による戦略爆撃から始まり、一九四五年八月一日までの一年余りで、犠牲となったのは四〇万余りの人々であった。爆撃による戦没者のほとんどがこの時期に集中しており、今日なお収集され追悼施設に収められる遺骨は増え続けている。

日本で唯一、見ることのできる紫電改の実機は一九七八年、足摺宇和海国立公園の久良灣海底で偶然見つかり、引き揚げられた。しかしながら半世紀近くが経過した機体は、「骨組みの腐食が進み、外板が劣化して」いた(調査スタッフ)という。³⁶⁾

「茨城常井の山中から出土した飛行帽とみられる革製品」は「現場で長く忘れられていたが、旧海軍関係者らが二〇〇八年以降数回、調査」したところ「広島県出身の飛行兵曹長新本(にいと)克巳さん(二二)の遺品」、「一九四五年六月二十三日、海軍百里原基地(現在の小美玉市)からゼロ戦で出撃し、米軍機との空中戦で被弾して墜落し

た」ことが判明した。³⁷⁾

一九四五年二月一日から八月一五日までの間にB29および各種米艦載機のべ四六、一九八機に対して激撃した各種の日本の戦闘機は、のべ三、八〇六機、撃墜機数は一、二四三機だった。一方で自爆、未帰還機、炎上などの犠牲者は三〇七機だったという。³⁸⁾

敗戦国となった日本は、「連合国の管理下で占領軍による新生日本の歩みが始まりました」が、「矢継ぎ早に出される指令の中で、戦没者遺族にとって大きな打撃となったのは「神道指令」。「靖国神社が、国との関係を絶たれたのです。また、自治体の慰霊祭、追悼式も禁止され、恩給も停止され、社会的冷遇をうけました。きのうまで「誉の家」として尊敬された戦没者遺族は肩身の狭い思いをしました。とくに、一家の大黒柱を失い、年老いた父母を抱え、遺児を育てる戦争未亡人の方々の物心両面にわたる苦しみは、ひとしお」だったという。そこで「戦没者遺族にたいする冷遇を是正したい」と、「会合が各地でもたれ、代表が東京に集まり」、昭和二二年一月に「全国組織としての『日本遺族厚生連盟』を結成」、そして、「講和条約が発効し独立を回復した昭和二七年、『戦傷病者戦没者遺族等援護法』が制定されます。戦後六年にして、遺族援護の途が開けました。国家処遇の再開」に漕ぎ着けたのだった。³⁹⁾その後、「遺族会の事業を円滑にすすめるために法人格を取得」し、「『財団法人 日本遺族会』(昭和二八年三月一日)として出発した」という。

「戦没者遺族の処遇改善だけでなく、英霊顕彰事業として首相・閣僚の靖国神社参拝の推進、遺骨収集への会員派遣、戦跡巡拝の実施のほか、国内および海外戦域での社会奉仕活動にも積極的に取り組む」までになっている。

「日本遺族会」は、「戦没者遺族の処遇改善だけでなく、英霊顕彰事業として首相・閣僚の靖国神社参拝の推進」を行っているが、未曾有の大戦に敗北した日本は当然のように「無条件降伏」を受け入れ、連合国の要求通りに「主

権在民」へと「シフト(八月革命)」させられたが、「天皇」が「国民の総意として象徴」となり、主権をはじめとして統帥権や外交大権などの「天皇大権」は否定されてしまったが、「象徴としての天皇」は、曲りなりにも大日本憲法第一条における「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」の「万世一系」は維持され、このことは「国体護持」がある意味で保持されたといえる。

これまで二四〇万あまりの「御霊」を「合祀」した「靖国神社」では、「武運拙く」斃れた軍人軍属を中心にその「遺体」「遺骨」ではなく「慰霊」と「追悼」に務めてきた。また、引き取り手のない「遺骨」は、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」へと收容されるという役割分担であった。このままのやり方を今後も継続することは、将来何れの日に「事業」は終了するのははつきりしている。ただ、遺族会の会員数が確実に減少している今日、いかに高齢化が進もうがやがては当事者あるいは関係者としては容易に受け入れられる事態ではない。

「戦後」というフレーズで括られるさまざまな事柄を、例えば「自虐的」であること、「謝罪」的な態度を求められること、どれも否定的で受動的な閉塞感に陥るが、加えて「少子高齢化」の我が国は、さらに周辺から政治的経済的軍事的な圧力にさらされ、この現状をいかに「打破」するかという議論が激しくなりつつある。

「遺骨収集事業」の進展具合を見るだけでも「戦後レジーム」というパラダイムをシフトするのは相当の困難を伴いそうである。

【注】

- (1) 「全国戦没者追悼式」令和六年八月二十五日 https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202408/15sumiushhiki.html 「総理(〇一日)」
- (2) そもそも第一回の追悼式は、一九五二年(昭和二七年)五月二日に新宿御苑で実施された(昭和二七年四月八日の閣議により決定(第二次吉田内閣))。
- (3) 厚生情報 四(五) 参議院厚生委員会専門員室 一九五二年五月 一四〇頁 https://ndlsearch.ndl.go.jp/mav/db/cabinet/s27_29/bj01125
- (4) 「8・15」戦没者追悼式、令和時代のあり方は『日本経済新聞』二〇一九年八月十五日 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ048594980V10C19A8CZ800/>
- (5) 堀内光雄『靖国』と「千鳥ヶ淵」を考える」祥伝社新書 二〇一三年八月一〇日。二八頁―五〇頁。
- (6) 「靖国神社の由緒」 <https://www.yasukuni.or.jp/historydetail.html>
- (7) 「靖国神社の由緒」および『靖国神社百年史』によると合祀者総数は二、四四六、一九二柱、ここには戊辰戦争の戦没者から満州事変までの戦没者が入っているので「支那事変」までの合祀者約一三万柱を引くと約二三〇万柱となる。
- (8) 「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」 <https://boen.or.jp/soken/> 「墓苑建設に至る経緯」、堀内光雄『靖国』と「千鳥ヶ淵」を考える」祥伝社 二〇一三年八月一〇日刊 三八頁。
- (9) 「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」 <https://boen.or.jp/soken/> 「墓苑建設に至る経緯」。
- (10) 注(9)に同じ。
- (11) 堀内光雄同書三八頁。
- (12) 「無名戦没者の墓」に関する件』『内閣制度百年史 下』内閣制度百年史編纂委員会 内閣官房 一九八五年二月 三三五頁。
- (13) 一九四五年(昭和二〇年)二月二十五日に連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)が日本政府に対して発した覚書「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(SCAPIN-448) <https://dl.ndl.go.jp/nl/ondl/jp/id/9885515>
- (14) 堀内光雄『靖国』と「千鳥ヶ淵」を考える」四十頁。
- (15) 『昭和三二年度版経済白書』「結語」。

- (16) 注(15)に同じ。
- (17) 財務省広報誌『ファイナンス』令和六年四月号「特集 令和六年度 防衛関係予算について」 https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202404/202404f.html
- (18) 「世界の軍事費二七八兆円 昨年過去最高」朝日新聞デジタル 二〇二四年四月二三日
- (19) 「集団的自衛権 閣議決定 九条解釈を変更、戦後安保の大転換」『毎日新聞』二〇二四年七月二日 18:44 <https://mainichi.jp/articles/20140702/org00m0100991000c>
- (20) 国連憲章第五一条では、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」との規定がある。
- (21) 「遺骨収集事業の概要 厚生労働省社会・援護局 令和六年五月 <https://www.mhlw.go.jp/content/000947106.pdf>
- (22) 「平成二十八年法律第十二号 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」第二条の規定による。
- (23) 「今次ノ対米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアルヘキ戦争ハ支那事变ヲモ含メ大東亞戦争ト呼称ス」(今次戦争ノ呼称並ニ平戦時ノ分界時期等ニ付テ) 昭和十六年二月二日 閣議決定 『内閣制度百年史 下』内閣制度百年史編纂委員会 内閣官房 一九八五年二月 二四二頁)としてこの「戦争」の期間と呼称を取り決めた。
- (24) 東京大空襲・戦災資料センターの調査(<https://uub.jp/pdf/skushu.html>)によれば、第二次大戦中で米軍の空襲で亡くなった民間人は一九四五年二月末までで四一三、〇六八人上ったという。
- (25) 一九三七年七月七日の盧溝橋事件ののち始められた第一近衛内閣による戦意高揚政策。
- (26) 竹内好『ビルマの豎琴』について『文學』一二巻十二號 一九五四年十二月 五三頁。
- (27) 遠藤芳信「日露戦争前における戦時編制と陸軍動員計画思想(二)——一八九三年戦時編制の成立と帝国全軍構想化路線の展開・変容——」『北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編)第六〇巻 第二号』平成二二年二月。
- (28) 「消息不明のロシア兵急増「家族は拷問のようなものだ」——「母の会」の困惑と願い」テレ朝 news 二〇二二年五月一日四日 https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000254642.html
- (29) 一九二一年九月二四日参謀総長と軍令部長との間で「陸海軍航空任務分担協定」を締結し、「陸軍が国土全般を受け持ち、海軍は軍港、要港や主な港湾など関係施設に対する局地防空を担当」というものであった。
- (30) 「都道府県データランキング」『空襲被害』二〇一四年一月 <https://uub.jp/pdf/skushu.html>。四一三、〇六八人となっている。

数字は民間人死者数。旧厚生省援護局によれば、軍人軍属の戦没者数は、一〇三、九〇〇人 『毎日新聞』「数字は証言する。データでみる太平洋戦争」。

- (31) 『戦史叢書』「陸海軍年表」防衛庁防衛研究所戦史室 朝雲新聞 昭和五五年一月 二二六頁。
- (32) 『戦史叢書』「陸海軍年表」一一六頁。
- (33) 米国戦略爆撃調査団編纂 編「空襲一覽」『JAPANESE AIR POWER 米国戦略爆撃調査団報告 日本空軍の興亡』大谷内一夫訳 光人社 一九九六年。
- (34) 『戦史叢書』「陸海軍年表」三二七頁。
- (35) 特別攻撃隊 戦没者名簿 <https://soranakakera.lekuno.biz/meibo/roster01.html>
- (36) 「国産飛行機の実力は？海軍、最強、戦闘機『紫電改』その歴史的価値」ライト兄弟から一二二年」南海 二〇二四年八月一七日 20:00. <https://news.nippon.com/mh/h528ca30c38044bde938586d798383465>
- (37) 「戦争考えるきっかけに 戦死した若者の遺物・パネル六〇点筑波海軍航空隊記念館で企画展」『東京新聞』二〇二三年一月二五日。
- (38) 『戦史叢書』「本土防空作戦 付表第二 本土来襲状況並びに邀撃、戦果及び損害一覽表(昭和二十年二月十六日〜八月十五日)」
- (39) 「日本遺族会について」一般財団法人 日本遺族会 <http://www.nippon-izokukai.jp/>
- (40) 日本遺族会の会員数は平成二二年の七二五、一七四人から平成二二年には四五六、二七五人となった。
「都道府県の遺族会会員、一〇年で四割超の減少 産経新聞調査」『産経新聞』二〇二〇年八月一四日 <https://www.sankei.com/article/20200814/>